

日本大学理工学部とフィリピン工科大学との学術文化交流に関する覚書

日本大学理工学部（代表：学部長，所在地：101-8308 日本国東京都千代田区神田駿河台 1-8）とフィリピン工科大学（代表：学長，所在地：フィリピン共和国マニラ市エルミタ区アヤラブルバード）は双方合意に達したので下記のとおり本覚書を締結し、本覚書により関係各位に知らしめるものとする。

日本大学理工学部とフィリピン工科大学は対等互恵の精神に基づき、協力関係を強化し、特に教育及び研究の分野における相互支援を通じた学術研究と文化の発展を目的として、次の事項について合意する。

1 目的

- ① 日本大学理工学部とフィリピン工科大学間の永続的な国際協力関係に寄与すべく、両大学間の緊密な関係を強化、促進する。
- ② 共同研究及び共同プロジェクトを実施し、研究効率及び有効性の向上・発展をはかる。
- ③ 東南アジアの教育・研究の核として日本大学理工学部とフィリピン工科大学の発展を図る。
- ④ 国内・国外における両大学の成長と発展の拡大を図る。

2 交流の範囲

① 教員の交換

両大学は、教育・講義・セミナー・研究プログラム及び他のプロジェクトを行うため教員の交換を行う。

派遣教員あるいは派遣大学は、派遣交換に伴う全ての経費を負担する。

② 学生の交換

両大学は、学術、文化、スポーツの分野における学生の交流を促進するものとする。

派遣学生あるいは派遣大学は、派遣交換に伴う全ての経費を負担する。

他に定めるべき問題が生じた場合には、その都度、両大学の協議により決定する。

③ 学位の授与

両大学は、推薦及び協議に基づき、それぞれの学位授与規程に従って学位を授与するものとする。

④ 共同研究と共同プロジェクト

両大学は、共同研究と共同プロジェクトを奨励し、研究活動及びプロジェクトの手順・有効性・範囲について充分に協議する。

⑤ セミナー・会議・研究集会への参加

両大学は、学術文化の交流促進のため、セミナー・会議・研究集会への教員及び学生の合同参加を奨励する。

⑥ 研究資料の交換

学術文化の交流促進のため、研究資料・出版物及び情報の交換を奨励する。

⑦ その他の関連事項

上記に含まれない特別な活動及びプロジェクトは、両大学間で充分に協議し、合意に基づき、行うものとする。

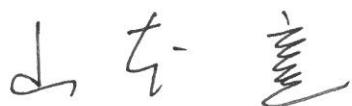
上記活動事項の実施にあたっては、その適用範囲・条件・費用及び実施方法について、両大学間で充分に協議を行う。ただし、特別な問題について取り決めの必要が生じた場合は、両大学間で審議の上決定するものとする。

両大学は、これらの活動により生じた経費の負担については、これに関する特定の取り決めがない限りそれが責任を負うことに合意する。

3 覚書の効力

この覚書は、両大学が署名する日から5年間を有効期間とする。覚書の変更にあたっては双方の文書による合意を必要とする。さらに、5年の後、双方の合意があれば覚書を更新することができる。

両大学は、文書による予告を行うことを条件とし、この覚書を一方的に解消することができる。予告の日の6か月後には、この覚書は解消されるものとする。



日本大学理工学部長
山 本 寛



フィリピン工科大学学長
アドラ S. ピリ

日付： 2015. 1. 28

日付： 04 Feb 2015